

旧緊急時避難準備区域から東京都へ避難した申立人について、原発事故前より平成23年3月末に飯舘村に転居予定であり計画的避難区域指定前の同年4月前半に飯舘村に現実に転居したこと等により計画的避難区域からの避難者と同視して、平成25年7月までの避難費用、避難慰謝料等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- 損害項目 ①家賃  
②一時立入費用（交通費）  
③一時立入費用（宿泊費）  
④家財道具購入費  
⑤避難慰謝料

- 期 間 ①：平成24年3月16日から平成25年7月31日まで  
②③④⑤：平成24年9月1日から平成25年7月31日まで

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、金2,692,665円の支払義務があることを確認する。

（内訳）

- ①家賃：1,433,000円  
②一時立入費用（交通費）：102,475円  
③一時立入費用（宿泊費）：12,500円  
④家財道具購入費：44,690円  
⑤避難慰謝料：1,100,000円

### 3 支払方法

（省略）

### 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

## 5 清算

申立人と被申立人は、第1項の損害項目①②③④（ただし、同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月20日

（仲介委員 北川雅男）